

## 学校法人常磐大学役員等の報酬等に関する規則

制 定 2012年 1月31日 理事会

最近改正 2026年 3月26日 理事会

(趣旨)

第1条 学校法人常磐大学寄附行為（1951年3月3日。以下「寄附行為」という。）第5条に規定する理事、監事および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および給与については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、常勤役員とは、理事長、理事である学長、筆頭常任理事、常任理事および常勤監事をいい、非常勤役員等とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には報酬、特別手当および通勤手当を支給する。教育職員または事務職員を兼務する場合は、報酬、特別手当、通勤手当および給与（以下「報酬等」という。）を支給する。

1 報酬月額の基本となる俸給表および特別手当の支給基準については、国家公務員に関する「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号。以下「法律」という。）の指定職に関する規定を準用する。

2 通勤手当は、法律第12条を準用し、常磐大学・常磐短期大学および常磐大学こども園の通勤手当支給に関する運用細則（2016年7月6日）に基づき支給する。

② 非常勤役員等には報酬を支給する。

③ 寄附行為第5条に規定する役員の退職金等については、学校法人常磐大学役員退職金等支給規則（2019年11月28日）による。

(常勤役員の報酬等の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、別表1のとおりとする。適用号俸および特別手当の支給については、理事会において決定する。

② 教育職員または事務職員を兼務する常勤役員の報酬は、前項で定めた報酬月額から給与月額を減じた額とする。

(非常勤役員等の報酬)

第5条 非常勤役員等の報酬は、別表2のとおりとする。

② 前項にかかわらず、寄附行為第33条第1項第1号に規定する評議員については、無報酬とする。

(支給方法)

第6条 報酬等の支給時期は次の各号に定める時期とする。

- 1 常勤役員に対する報酬等の支給は、毎月21日とし、当該日が休日に当たるときは、その前日とする。
  - 2 特別手当は、総額を月割りし前号に準じて支給する。
  - 3 非常勤役員等に対する報酬の支給は、毎年6月末日とする。
- ② 報酬等は、本人が指定した本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。
- ③ 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が職務の執行に当たって要する費用については、別に定める諸規程に基づいて、当該費用を支給する。

(日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者は、その日から報酬等を支給する。

- ② 常勤役員が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。
- ③ 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬等については、その月の総日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(月割り計算)

第9条 新たに非常勤役員等に就任した者は、その月からの月数を基礎として月割りにより計算した報酬額を支給する。

- ② 非常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前月までの月数を基礎として月割りにより計算した報酬額を支給する。

(端数の処理)

第10条 報酬等算出の結果10円未満の端数が生じたときは、これを10円単位に四捨五入する。

(公表)

第11条 この法人は、この規則および学校法人常磐大学役員退職金等支給規則をもって、私立学校法（昭和24年法律第270号）第151条第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

- 1 この規則の改廃には、理事会構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 2 この規則は、2012年4月1日から施行する。
- 3 この規則の施行を以て、学校法人常磐大学役員および評議員報酬規程（1995年12月7日、理事会）を廃止する。
- 4 この規則の名称変更および改正条項は2016年4月1日より施行する。

- 5 この規則の名称変更および改正条項は2020年4月1日より施行する。
- 6 この規則の改正条項は2021年3月1日から施行する。
- 7 この規則の改正条項は、2025年4月1日から施行する。
- 8 この規則の改正条項は、2026年4月1日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬（月額）

| 号俸 | 常勤役員       |
|----|------------|
| 1号 | 716,000円   |
| 2号 | 772,000円   |
| 3号 | 829,000円   |
| 4号 | 908,000円   |
| 5号 | 979,000円   |
| 6号 | 1,049,000円 |
| 7号 | 1,122,000円 |
| 8号 | 1,191,000円 |

別表2 非常勤役員等の報酬（年額）

|      | 理事       | 監事       | 評議員      |
|------|----------|----------|----------|
| 報酬の額 | 330,000円 | 400,000円 | 110,000円 |